# ത

#### 第33回下水道管理技術認定試 験実施公告

## 日本下水道事業団公告第2号

日本下水道事業団法(昭和47年法律第41号)第 26条第1項第11号の規定に基づき、下水道管理技 術認定試験を次のとおり実施するので公告する。 令和元年5月7日

日本下水道事業団理事長 辻原 俊博

1 試験の区分

管理技術認定試験は、次の表の試験区分に従 い、同表の試験技術を対象として行う。

試験区分	試	験	技	術
管路施設	管路施施 に行うだ 技術	設の維 ために	持管理 必要と	里を適切 ∴される

2 試験科目及び試験の方法

管理技術認定試験は、学科試験により行う。 学科試験は、次の表の試験区分に従い、同表の 試験科目について、多肢選択式により行う。

<b>i</b> .	式 験	区	分	試	騎	科	目	
管	路	施	設	工場排 管理及	水、 び法	維持管 規	理、安	全

3 試験の実施期日

令和元年11月10日(日)

4 試験の実施場所

札幌市、仙台市、東京都、新潟市、名古屋市、 大阪市、広島市、高松市、福岡市、鹿児島市及 び那覇市

5 受験資格

受験資格について制限はない。

- 6 受験手続
- (1) 電子申請によるもの

受験手続に必要な事項は、令和元年5月7 日(火)から日本下水道事業団のホームペー ジ (https://www.jswa.go.jp) に掲載する。

- (2) 書面申請によるもの
- ① 受験申込用紙の配布

受験申込用紙は、令和元年5月7日(火) から令和元年7月17日(水)まで次の場所 において配布する。

a 日本下水道事業団研修センター 管理課

₹335-0037

埼玉県戸田市下笹目5141

b日本下水道事業団

経営企画部総務課広報室

東京都文京区湯島2-31-27

湯島台ビル

c日本下水道事業団近畿総合事務所 総務・協定課

大阪市中央区久太郎町4-1-3

大阪御堂筋ビル

郵便で受験申込用紙を請求する場合は、 a研修センター管理課へ、封筒の表に「認 定試験申込用紙請求 と朱書し、205円切 手をはったあて先明記の返信用封筒(角型 2号)を必ず同封すること。

なお、日本下水道事業団のホームページ よりダウンロードすることもできる。

② 受験の申込方法

受験を希望する者は、受験案内の申込書 記入例に従い、受験申込用紙に所要事項を 記入し、試験手数料に係る郵便振替払込受 付証明書を添付して、日本下水道事業団研 修センター管理課 (〒335-0037 埼玉県戸 田市下笹目5141) に簡易書留により郵送す ること。

なお、書面による申請は、今年度限りと し、次年度からは電子申請のみとする。

(3) 申込受付期間

ア 申込受付期間は、令和元年6月24日(月) から7月17日(水)までとする。ただし、 令和元年7月17日までの消印があるものは 受け付ける。

イ 受験申込書及び添付書類は、受理後は返 環しない。

(4) 受験票の送付

受験票は、受験申込書の受付期間経過後、 直接受験申込者に送付する。

なお、試験当日、受験票に本人の写真を貼っ て持参すること。

7 試験手数料及びその納付方法

受験を希望する者は、受験手数料として 9.000円を納付すること。

64

(1) 電子申請によるもの

クレジット決済、コンビニ支払いなど日 本下水道事業団のホームページに掲載する 決済方法によって納付すること。

(2) 書面申請によるもの 郵便振替払込みにより納付すること。

8 合格者の発表

令和元年12月20日(金)に、合格者の受験番 号を日本下水道事業団研修センターの庁舎内に 掲示するとともに、日本下水道事業団のホーム ページに掲載して発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

- 9 その他
- (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせ は、日本下水道事業団研修センター管理課(電 話048-421-2076) へすること。
- (2) 試験の詳細については、日本下水道事業団 ホームページを参照すること。

## 懲戒の処分公告

弁護士法第64条の6第3項の規定により下記の とおり公告します。

記

- 1 処分をした弁護士会 長野県弁護士会
- 2 処分を受けた弁護士

氏 名 伊藤 浩平

登録番号 38076

事務所 長野県伊那市西町5014-1 アザレア法律事務所

- 3 処分の内容 戒告
- 4 処分が効力を生じた年月日 平成31年4月8日

平成31年4月12日 日本弁護士連合会

# 企業年金基金変更公告

総合すまいる企業年金基金の事務所の所在地に 変更があったので、確定給付企業年金法第15条及 なお、一度納付された受験手数料は返還しな | び確定給付企業年金法施行令第9条の規定によ り、次のとおり公告する。

- 試験手数料の納付方法は次のとおりである。 | 1. 新事務所の所在地 東京都墨田区両国3丁目 21番16号
  - 2. 旧事務所の所在地 東京都千代田区九段南4 丁目 7 番13号
  - 3. 変更年月日 令和元年5月7日 令和元年5月7日

東京都墨田区両国3丁目21番16号

総合すまいる企業年金基金 理事長 野中 治孝

## 行旅死亡人

本籍・住所・氏名等不詳、性別は男性、推定妊 娠调数22~24调の嬰児

上記の者は、平成31年4月2日午前11時頃から 同日午後2時頃までの間、高知市新本町二丁目13 番51号の高知赤十字病院病理解剖室内倉庫におい てホルマリンが入った容器に納められた状態で発 見された。死亡原因は原因不明の死産死。死亡日 時は数十年以上前と推定。

遺体は火葬に付して、遺骨を保管しております ので、お心当たりの方は高知市福祉事務所福祉管 理課まで申し出てください。

令和元年5月7日

高知県

高知市長 岡崎 誠也

# 押収物環付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第 499条第2項の規定により公告する。受還付人は、 同条第3項所定の期間内に還付の請求をされた 41

記

三重県四日市北警察署長

司法警察員警視 木村 光伸 第180735号詐欺被疑事件(平成24年第36号)

1. 現金133万円

大分県中津警察署長

司法警察員警視 渡邉 豊士 第2号道路交通法違反被疑事件(平成31年第3号 1~2まで) 1. 普通乗用自動車(マツダ、デ ミオ、水色、車両番号土浦531む・810) 1台。

2. エンジンキー (上記車両のもの) 1本